

様式第一（第一条関係）

薬局開設許可申請書

薬局の名称	〇〇薬局		
薬局の所在地	東京都世田谷区世田谷〇丁目〇番〇〇号 □□ビル1階		
薬局の構造設備の概要	別紙のとおり		
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要	別紙のとおり		
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要	別紙のとおり		
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	世田谷太郎、世田谷次郎、世田谷花子		
通常の営業日及び営業時間	月曜日～金曜日（9:00～19:00）、土曜日（9:00～13:00）		
相談時及び緊急時の連絡先	03-5432-XXXX、〇〇〇〇@△△△△.co.jp		
薬剤師不在時間の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	
特定販売の実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	
健康サポート薬局である旨の表示の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無	
申請に責任を有する役員（法人に於ける役員を含む）の欠格事項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	<input checked="" type="radio"/> 全員なし
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過して、 該当がなければ、それぞれ「なし」と記載してください。	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、 法で政令で定めるもの又はこれに、法人で責任を有する役員が複数いる場合には、「全員なし」と記載してください。	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

世田谷区世田谷保健所長 あて

電話番号 () 担当者名

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 薬局の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。